

S、雨天の継続賃金の増徴をせよ
I、兵衛、田元の兩名を慰撫せよ

○ 要求事項
次のとおり。

従業員側が労働者を代表して交渉したことの専断を要求し、要求糾弾

を以て二十七日より罷業を決定せよ

昨日罷業した為、職人夫全員團結して夫の要求書を提出し、
るようである。不干請員人夫外妻等二名を不都合せよ、
休む、止むべき三月二十日既出主理（日給係員）の補へ、
關し本半一月間より外妻等を以て別々交渉せよと容れ、
一日十八日給のしつ、林懸和善の婦人等と交渉せよ、
谷中職人夫二十二名は賃金（イロ壹臺六錢）に至り給の請員

根拠人謝階會福岡出張所

財團 協調會福岡出張所

3、インクライムン卷二人の賃金は從來通事業主側の負擔とす
ること。（四月一日よりト口押人夫の負擔に改正せんとす）

4、賃金單價の値上をなすこと

5、休憩所の設置

十一、解決狀況

勞資の對立尖鋭化し農村に對する悪影響を憂慮したる所轄
警察署長に於ては四月一日請負人高木祥次郎に對し解決方
を勸告したる爲翌二日勞資双方の會見となり接衝の結果左
記條件を以つて解決。

○ 解決條件

1、解雇者兵頭、田元の兩名は四月二日より復職せしむ

2、拒絕

3、卷人夫二名の賃金は從來通事業主側に於て負擔す